

評価損益の対象資産の拡充

金銭債権の追加

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
トランザクション タックス部
税理士

香取雅夫

essence

従来、法的整理時の再建計画策定にあたり、会計と税務で取扱いが異なっていた債権評価損は、債務免除益課税の有無に影響を与えていた。しかし、今後このような不都合が解消される意義は大きいものの、一方で法的整理時における税務上の時価算定や、これまで事実認定の問題とされてきた部分貸倒れとの関係等、検討課題も多い。

はじめに

金融市場が混乱し、経済が急激に悪化してくると不良債権処理が問題となる。不良債権を処理するには、帳簿価格を減額し企業のバランスシートから落とす必要がある。

一方、不況下の中で会社更生法、民事再生法による法的整理の対象となる会社では、その財産評定の一環として資産の評価換えが行われ、再建へ向けてのバランスシートの健全化が図られている。

平成21年度税制改正では、金銭債権の評価損を禁じた法人税法33条2項が改正され、金銭債権も他の資産と同様に評価損の対象資産とされた。

ただし、評価損は会社の内部計算による未実現損失であることもあり、法人税法では、特定の事実が発生した場合に例外的に損金処理が認められるものとされている。このため改正により金銭債権に評価損が認められたといっても、実際これを計上でき

るのは、会社更生法、民事再生法及び一定の私的整理といった継続企業の前提が崩れている極めて特殊な会社に限定され、通常の健全な企業が有する債権一般に適用されるものではない。

このように、この改正は一般企業にはあまり関係のない改正ではあるが、限られた範囲とはいえ税務上一応債権にも時価が認められ、債権を時価対象資産としたことには変わりはない。また今後、債権の時価算定、公正な会計基準での取扱い、金銭債権の評価損と部分貸倒損失の関係、貸倒引当金制度（個別繰入れとの相違）等、議論になる可能性も考えられる。

なお、前回の平成17年度企業再生税制改正が、一定の私的整理手続きにも評価損の計上を認める等、比較的規模の大きな企業を対象とした改正であったのに対し、平成21年度企業再生関係税制の改正は中小企業を対象とし、かつこれまで手当てがなされ

ていなかった部分について整備をはかったものと言われている。

本稿で取り上げるテーマは、評価損の計上対象となる資産の範囲の拡充であるが、その改正趣旨、規定の解釈等については現在解説書も公表されておらず明確でない部分も多く、詳細は、今後出版される『平成21年度改正税法のすべて』等により確認いただきたい。

① 改正の内容

今回対象範囲の拡充の改正点は二つある。一つは、評価損の対象資産の範囲について、制限を設けなかったこと、そのかわり評

価損を計上できる一定の事実については、資産の災害損失と会社更生法等の評価損とを分離して規定することにより、その事実の範囲を明確にしたこと、二つ目は、民事再生法その他一定の私的整理については1,000万円基準（資産評価損益はその金額が資本等の金額の2分の1と1,000万円のいずれか少ない金額に満たない場合に適用される）が100万円基準に引き下げられたことである。

なお、金銭債権の評価益については、既に金銭債権を評価対象資産に含める改正が行われており、今回は評価損についての改正となる。

評価損に関する改正点は以下の図表のとおり。

評価損益の計上対象となる資産の範囲の拡充

- ・ 金銭債権を評価損の計上対象資産に追加（法33～）
- ・ 民事再生法に基づく法的整理又は一定の私的整理において債務者の有利子負債が10億円未満である場合（中小規模再生）には、評価損益が100万円以上の資産についても計上対象とする（原則：評価損益1,000万円未満の資産は除外）（法令24の2五）

（参考）資産の評価損の計上対象

発生した事実	評価損の計上要件	評価損の計上対象資産	
		改正前	改正の内容
物損等の事実	損金経理により帳簿価額を減額（期末時価を限度）		—
法的整理等の事実	会社更生法の規定による更正計画認可の決定	棚卸資産・有価証券・固定資産・繰延資産（金銭債権を除く）	資産の限定をなくす
	上記に準ずる特別の事実		資産の限定をなくす（ただし、評価損として損金経理の対象とならないものは除かれる）
	民事再生法の再生計画認可の決定又は一定の私的整理があったこと	認可決定時の価額又は公正な価額により行う評定	全資産（金銭債権・圧縮資産・トレーディング資産・償還有価証券・評価損益が資本金等の額の1/2又は1,000万円に満たないものを除く）

（出典）財務省資料『4/22/09 社団法人日本租税研究協会 会員懇談会「平成21年度の法人税関係（含む政省令事項）の改正について」資料』

改正前

金銭債権を評価損の対象資産から除外していた（旧法33）。資産の評価損の対象資産には括弧書きがついており、預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権（預貯金等）は除くと規定され、金銭債権に実質的な価値の減少が生じたときは、貸倒引当金により対応すべきものとしていた。

評価損を計上するには、税法で規定する一定の事実の発生を要件とするが、この事実として、災害損失による著しい損傷による簿価の減少と法律の規定による評価換え（会社更生法又は金融機関更生特例法の規定により更生計画認可決定があったことによるもの）に基づく簿価の減額とが同じ条項の中で並列的に規定され、ともに損金経理を要件とし、損金算入額は評価換え直前の簿価と評価換えをした日の事業年度末の時価との差額としていた（旧法33）。

評価損益の計上が認められる一定の私的整理に該当するためには、再生計画認可決定に準ずる事実、すなわち債務処理計画での債務免除の定めが必要であった。

当該資産の帳簿価格と時価の差額が1,000万円未満のものは評価損益の対象資産から除外していた。

改正後

評価損の対象資産について括弧書きが削除され、金銭債権も評価損の対象資産となった。

評価損を計上できる一定の事実に関し、災害損失による著しい損傷は法人税法33条2項、会社更生法及び特例法による評

価換えは3項、民事再生等の場合は4項に区分して規定された。そして災害損傷による評価損は損金経理を明示し（法33）、会社更生法及び特例法による評価換えの場合は、「法律の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には」と規定している。更に、災害損傷では、損金算入額は従来同様、評価換え直前の簿価と評価換えをした日の属する事業年度末の時価との差額であるが、会社更生法及び特例法による評価換えでは、単に減額した部分の金額は損金の額に算入するとされた（法33）。

また私的整理の場合の債務処理計画については、債務消滅益の発生が見込まれる場合の債権現物出資が新たに追加された。つまり債務処理計画では債務免除が規定されていなくても、債務消滅益が見込まれるDESの規定があれば要件を満たすとされた（法令24の2）。

なお、参考までに、期限切れ欠損金の損金算入にあたり対象となる債務免除益については過去にDESによる消滅益を含むとする改正が行われている。

民事再生法に基づく法的整理又は一定の私的整理で評価損益の計上対象資産は、債務者の有利子負債が10億円未満の企業（中小規模再生）にあつては、100万円以上（改正前1,000万円）とされた。

② 改正の趣旨（金銭債権を評価損対象資産へ追加計上）

『平成17年度改正税法のすべて』（財日本税務協会、平成17年8月）P.184では、評価損の対象資産の注書きで、「評価損の計

上の対象となる資産から貸付金等の債権が除かれているのは、これらの債権について貸倒引当金の計上が認められていることによるものです。」と記されている。今回金銭債権を評価損の対象資産とした理由については、必ずしも明確ではないが、以下のような事情が考えられる。

法人税法の評価損の規定は、もともと内国法人の有する資産と、一定の事由が生じた場合という二つの要件が規定されていた（法第33条）。しかし評価損の対象資産であっても、具体的に評価損が計上できるのは一定の事由に該当する場合に限られるとすると、事由に該当するか否かが重要であり、評価対象資産として金銭債権のみを除外するだけの積極的理由があるのかにつき疑問がもたれたこと。

例えば更生会社においては、一切の財産を時価で評定することが求められ、開始決定時の評定額をもって以後の取得価格とされている。つまり、会社更生法83条では、管財人は会社更生手続き開始後遅滞なく、更生会社に属する一切の財産についてその価格を評定しなければならないとされ（会社更生法83条）、その評定は会社更生手続き開始の時における時価によるものとされている（会社更生法83条）。「財産の価額の評定等に関するガイドライン（中間報告）」では、この更生法83条時価として科目別時価が記載されているが、そこでの金銭債権の時価は「債権個々の債権金額から貸倒見積高を控除した金額とする」（同73）とされ、具体的には債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して、過去の貸倒れ実績等合理的基準により、又は財

務内容評価法等により貸倒見積額を算定し、控除方式により評価するとしている。そしてこの時価評定は、会計上個別評価換えとして評価損の性質をもつものと一般的に解されている（部分的な貸倒れには該当しない）。このため、更生会社にあつては金銭債権も他の資産と同様評価換えの対象とされている実情からみて、税務上も金銭債権を評価対象資産ではないとする特別な理由でもない限り、金銭債権も評価対象資産とする方が実態にあうこと。

評価損は内部計算による未実現損失であるため、評価については恣意性が介入しない客観的なものである必要がある。会社更生法、民事再生法という法律の規定に基づく評価換えは裁判所等の関与により、また一定の私的整理は厳格な評定手続きにより、各々評価の公平性、客観性が保たれ、恣意性排除が確保されていることから、金銭債権の評価損を法的整理等の事実限定して認めれば、課税上の弊害もないものと考えられた可能性があること。

以上から、今回の改正は、事業再生における実際の法的整理の場面に即し、実態を反映した形で評価損の規定を整備したものと考えられる。

③ 改正内容についての留意点

改正の趣旨、規定の意味については、『改正税法のすべて』等が出版されていないため、明確ではないが、可能な範囲で補足することとし、正確には上記を参照されたい。

1 法人税法施行令68条の「法的整理の事実」について

改正後の法人税法33条の構成は、以下のとおり。

- 1 項.....資産の評価損は、原則損金不算入
- 2 項.....災害による評価損（政令で定める事実を含む）
- 3 項.....会社更生法及び特例法による評価損
- 4 項.....民事再生法その他一定の私的整理による評価損

上記のとおり法人税法33条は、2項で災害による評価損、3項、4項で法的整理を規定しているが、33条2項の災害評価損には、更に政令により「物損等の事実」と「法的整理の事実」（会社更生法及び特例法による評定に準ずる特別の事実）による評価損が規定されている（法令68）。

このように法人税法33条の3項と4項があるにもかかわらず、法人税法施行令68条1項により、災害評価損に「法的整理の事実」が含まれると規定した理由は、従来評価損の計上できる事実を規定した旧法令68条の解釈通達として、損金経理により開始決定時の評価損を民事再生開始決定時の属する事業年度で計上することが認められており（法基通9-1-16等）、これと同様の取扱いをすることを明確にしたものと解される。つまり、平成17年度改正以後は民事再生手続きによる評価損は再生計画の認可決定事業年度で損金経理を要件とせず計上できると規定されたが、この通達を利用することにより、損金経理を要件に、民事再生の開始決定日時点の評価損を当該開始

決定日の事業年度で計上することも可能とされていた。

例えば法人税基本通達9-1-16では、旧法人税法施行令68条1項3号へに規定する「イからホまでに準ずる特別の事実」とは、「民事再生の開始決定があったことにより、固定資産につき評価換えをする必要が生じたこと」とされており、開始決定事業年度での評価損計上が可能となっていたが、今回政令で損金経理を要件とする災害評価損に「法的整理の事実」が含まれることにより、従来と同様の取扱いを認められたものと解される。したがって、法人税法施行令68条1項3号ホに規定する「イからニまでに準ずる特別の事実」には、旧通達と同様、民事再生の開始決定時の評価換えが含まれるものと考えられる。

2 民事再生における評価損と損金経理について

更生会社の場合、更生手続き開始決定時の時価（会社更生法83）が、会社計算規則の適用上（会社計算規則5）、取得価格とみなされる（会社更生規則1）。これに対し、民事再生の手続き開始決定時における財産評定は、清算価値保障の観点から再生計画案との比較を可能とするためのものであり、期末決算との関係はないとされている。

このように、民事再生法及び企業会計原則では、決算に関連して資産の評価換えの明文規定はなく、また、民事再生の債務者にあっては、その保有する棚卸資産や固定資産に著しい下落がない場合でも評価損の計上が可能かについて会計上必ずしも明確ではなく資産の評価損益を会計上計上しな

い事例も想定されたことから会計処理との調和を図るべく、平成17年度改正において、法人税法上は益金経理又は損金経理を要件としないと改正されたと解されている（法25条、33条）（注1）。

このように民事再生の評価損益の処理について、会計上の処理が未整備なこともあって一般の評価損益とは異なり、申告加減算方式が可能とされている。この結果、再生会社の貸借対照表では、債務免除益のみが反映され、含み損を抱えた資産は簿価のまま計上され、経済実態を反映しない貸借対照表が作成される余地も理論的には考えられる。

3 法人税法33条2項（災害による評価損）と4項（民事再生法等による評価損）の関係

まず法人税法33条2項で規定する災害による評価損には、「物損等の事実」と「法的整理の事実」（法令68条）とがあり、ともに損金経理を要件とし、「物損等の事実」については、評価損の対象資産は、棚卸資産、有価証券、固定資産、繰延資産の4つに限定されているが、「法的整理の事実」でいう評価損対象資産の範囲には制限はない。一方法人税法33条4項の民事再生法等による評価損は、対象資産の範囲は限定されておらず、損金経理も要件ではない。

このため、前にも述べたように、金銭債権の評価損を民事再生の開始決定日の属する事業年度で帳簿上損失処理する場合は、「法的整理の事実」（法令68条）として、税務上も損金となる。しかし、金銭債権の評価損を会計上計上できない場合は、法人税法33条4項を適用し、再生計画の認可決定

事業年度において申告調整により減算することとなる。

4 会社更生法と損金経理要件

今回の改正で、災害損傷による評価損は「損金経理によりその帳簿価額を減額したとき」とされているのに対し、会社更生法及びその特例法では「法律の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には」とされている。しかしながら、ここに「損金経理により」との文言はないが、これは法律の規定による評価手続きを記載したまでであり、評価換えの対象となる帳簿価格は、会計上の帳簿価格であることから、損金経理を要件とするのとなんら変わりはないと解される。

④ 金銭債権の時価について

1 債権の時価について

会計上、債権評価は「一般的には、受取手形、売掛金、貸付金等の債権については市場がない場合が多く、客観的な時価を測定することが困難であると考えられるので、原則として時価評価は行わないこととした。……なお、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価値の減少については、別途、「貸倒見積高の算定」において取り扱うこととした。」（金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書 四・平成11年1月22日）。このように金融商品会計基準では債権については客観的な時価の測定は困難と考えられるので原則として時価評価の対象外としている。

2 債権の時価算定について

今回の改正を受けて、会社更生、民事再生、一定の私的整理といった事業再生の局面では金銭債権の時価評価が行われるが、殊に民事再生では、上記のように会計処理が明確でなく損金経理が要件とされていないこともあり、税務上債権の時価とは何か、またその評価基準が問題となる。

例えば即時弁済可能額としての債権評価額を時価とするのか、また即時弁済可能額を債権時価とした場合、その具体的算定はどうするのか。平成17年度改正において民事再生計画の認可決定に準ずる事実¹に該当するものとして、一定の私的整理（私的整理ガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会）による評価損益の計上が認められたことから、民事再生にかかる債権評価基準は、私的整理ガイドライン等の評価基準を準用することになるのか、明確でない。

一定の私的整理では、実態貸借対照表の作成にあたっての評価基準が公表されている。

参考のため、債権評価に関する私的整理ガイドラインの評価基準を掲げておくが、ここでは回収可能性を具体的に問題としないで、評価損を計上できる事象も一部で想定している。

私的整理ガイドラインの「Q.10-2」に「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」があり、ここで貸付金の評価基準（貸付金には、短期貸付金、関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金、長期貸付金を含む）は、「売上債権」の関係会社宛売上債権に準じて調整するとある。そして

この関係会社宛売上債権の評価基準には、例えば、「財務内容把握の結果、当該関係会社が債務超過である場合には、当該関係会社向け債権を債務超過額まで減額する」として、債務超過のときは個々に回収可能性を問題にしていない。また、売上債権一般については、原則として、信用力の程度を評価し、回収可能性に応じて減額するとしながらも、次の事象が確認できる場合は、回収可能性が低い、又はなしと判断するとしている。

破産、回収遅延、減額要請、休業、店舗閉鎖、行方不明、等。

3 金銭債権の評価損と部分貸倒れ

今回の改正により、金銭債権も一定の事由に該当するときは、評価損の計上が可能となったことと関連して、金銭債権の評価損と部分貸倒れとの関係及び部分貸倒れが認められない税務上の根拠を明確にする必要がある。

法人税法の質疑応答事例を見ると、「部分貸倒れ」「貸倒金の部分計上」「貸倒れの分割計上」等のテーマが取り上げられているが、金銭債権の評価損と部分貸倒れとの関係は必ずしも明確でない。しかし、部分貸倒れが認められないとする条文上の根拠については、殆どの解説書が法人税法33条2項の括弧書（金銭債権の評価損禁止）に求めている。例えば、ある解説書（注2）では「貸倒の損金算入については、原則的には、全部貸倒のみを認め、部分貸倒れを認めないのはなぜでしょうか」という問いに対して次のように記載されている。「法33条第2項のカッコ書において、「貸付金、売掛金その他の債権」は評価減の対象資産

から除かれている。したがって、金銭債権についての部分貸倒れを認めた場合には、法33条第2項のカッコ書に相反することになるので、原則的には債権の部分貸倒れは認められない。このような考え方は、「債権は、通常債務者の総財産について担保するものであるから、その債権の部分的な消滅は考え難いこと、また、かりに考えうるとしてもその実価の算定が技術的に困難であり、税務執行上問題があること等から、……」。ここでは、金銭債権の評価損と部分貸倒れが、基本的に同じかどうかは必ずしも明確ではないが、部分貸倒れが認められない規定上の根拠を法人税法33条2項の括弧書に求め、一方、その実質的理由は債権評価損算定の技術的及び執行面での困難性にあるとしている。

そのほか、部分貸倒れの損金算入が認められるかについては、そもそも貸倒損失は、「実現主義の原則の下で、外部との損益取引に基づく損失」であり部分貸倒れも、損益取引による実現損とし、本来法人税法33条の評価損とは異なるとの見解もある(注3)。

このように、金銭債権の評価損と部分貸倒れとの関係は明確でない部分もあるが、今回評価対象資産を制限する規定は削除されたとはいえ、改正後も一定の事由に該当

するか否かで債権評価損の計上可否を決定し、継続企業の前提が崩れるような特殊な局面を除けば、法人税法上も金銭債権の評価減を計上できないことには変わりはなく、基本的には上記解説に変更はないものと考えられよう。

また、前にも触れたとおり、更生法の会計では貸倒見積額を控除して債権評価額を算定しているが、これは債権について部分貸倒れを認めたものではなく、会計上は会社更生の評価換え＝評価損と一般的に解されている。

(注1) 事業再生研究機構税務問題委員会編『事業再生における税務・会計Q&A』(株)商事法務、平成19年)P.225

(注2) 瀬戸口有雄『貸倒損失の税務』(税務研究会出版局、平成18年)P.130

(注3) 金子宏「部分貸倒れの損金算入 不良債権処理の一方策」『ジュリスト』2002.3.15 (No.1219) P.116, 118

[Profile]

香取 雅夫(かとり まさお)

上智大学法学部法律学科卒業。国税、大蔵省に在籍後、総合商社トーマン、JICA短期専門家を経て、現職。企業再生、組織再編その他税務デューデリジェンス等に従事。